コ　実践的な防災訓練等の実施

国〔内閣府等〕、都県、市町村、防災関係機関等は、首都直下地震の特殊性を十分考慮して、総合防災訓練、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の緊急災害対策本部訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練等を実施する。訓練から得られた教訓については、災害応急体制に適切に反映させるものとする。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、防災リーダーの育成も念頭に置き、防災教育の推進を図る。

サ　多様な発生態様への対応

国、都県、市町村及び施設管理者は、二次災害・複合災害の発生を考慮し、庁舎等の公共施設、交通インフラ、土砂災害防止施設・危険箇所、河道閉塞等の土砂災害発生箇所その他防災上・社会上重要な施設の破損等について災害発生後緊急的に点検・調査し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築するとともに、国〔国土交通省等〕は、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。さらに、市町村は、これら重要施設等が十分に機能しない場合を考慮した避難勧告・指示等の発令方法の検討、緊急避難場所の指定などを行う。また、国、都県、市町村等は、複合災害により対策本部を複数設置した場合の応急対策要員等の計画についてあらかじめ定めておく。

シ　円滑な復旧・復興に向けた取組

円滑な復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物等の仮置場、災害廃棄物等を処理する施設や仮設住宅設置のための用地等を適切に確保する必要がある。このため、広域的な処理体制の構築や事前計画の策定等、国〔内閣府、環境省等〕、都県及び市町村は、広域的な連携を含めた円滑な復旧・復興体制の確保に努める。また、国〔国土交通省〕は、交通インフラの復旧に当たり、道路・空港・港湾・鉄道等の各施設の復旧に当たっての全体調整が行える体制を構築する。さらに、復旧・復興のための資機材の備蓄や支援部隊等の活動拠点の確保を進める。

また、円滑な復興を進めるためには、地域において、当該地域の目指すべき姿を共有し、長期的な視点も含めて災害に強いまちづくりを進めることが必要である。大規模災害からの復興に関する法律の施行を踏まえ、国〔内閣府〕は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となるマニュアルの整備等により、市町村が、被災を想定した関係者間の合意形成の進め方等、復興プロセスをあらかじめ検討し、住民等と共有を図ることを促進する。さらに、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する。

④　各個人の防災対策の啓発活動

大規模地震発生時にあっても、建物の損傷を可能な限り小さくし、家具の落下や下敷き等による負傷や閉じ込め等を減らし、新たな災害対応需要を生み出さないよう、国〔内閣府等〕、都県及び市町村は、各人における以下の防災対策について普及啓発を図る。

・　首都直下地震の発生後、同時多発火災が発生することを念頭に置きつつ、力を合わせて初期消火に努めるとともに、適切な避難行動をとることで、逃げ遅れ・逃げ惑いによる二次的な被害の拡大を防止する。
・　首都直下地震の発生後、限られた道路交通機能を人命の救助、ライフライン及びインフラの復旧、要配慮者への対応や、避難所や自宅で生活を送っている被災者への当面の生活物資の確保等に充てるため、一般車両の利用を極力控える。
・　発災後の道路交通渋滞、生活物資の不足を見越した上で、各家庭や企業等における『最低３日間、推奨１週間』分の水・食料等の備蓄に努める。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、災害ボランティアセンターへの情報提供、ボランティアコーディネーターの育成など災害ボランティアの活動環境の整備を促進する。

⑤　企業活動等の回復・維持

企業等の事業継続性を確保することは、首都地域の経済活動の停滞を回避するために極めて重要な課題である。特に、首都地域は広域から多くの就業者が鉄道を利用して通勤しており、広域にわたり鉄道施設に損傷が生じた場合、長期間にわたり鉄道の不通状態が継続するおそれがあり、これを踏まえた準備が必要である。また、企業等は、地域の一員として地域防災力の向上に貢献することが望まれる。このため、国〔内閣府、経済産業省、中小企業庁、国土交通省〕は、企業等による以下の取組を促進する。

・　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成と事業継続マネジメントを通じた同計画の見直しを継続的に実施する。その際、ライフラインや交通インフラの被災・復旧状況、通勤困難な状態が一定期間発生する可能性等を勘案しながら、限られた優先的業務を継続するための人員の確保等、実効性のある事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。
・　首都圏の企業等のみならず、サプライチェーンや企業間取引等でつながる全国の企業等も、首都地域の企業活動等が数日間停止すること、首都地域を経由した物流に停滞が生じること等を想定し、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などにより、その影響を最小限に抑えるように努める。
・　従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、地区防災計画制度の活用等により、地域防災力向上への積極的貢献に努める。

⑶　2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

国〔文部科学省、厚生労働省、国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて、それら関連施設の耐震安全度及び液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を実施する。

また、多くの外国人観光客等に対する、利用する施設の耐震化等の対応状況や発災した際の行動等についての情報提供や、災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。

さらに、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

⑷　長周期地震動対策（中長期的対応）

相模トラフ沿いのＭ８クラスの大正関東地震タイプの地震が発生した場合、関東平野部を中心に長周期地震動が発生するおそれがある。大正関東地震タイプの地震は、当面発生する可能性は低いものの、中長期的視野に立ち、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響について、専門的な検討を進めるものとする。

８　その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

⑴　計画の効果的な推進

首都直下地震対策の推進に当たっては、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本計画に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていくこととする。

また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。このため、本計画に基づき、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を別途定めるものとする。

災害応急対応については、迅速かつ的確な活動を確保するため、災害発生時における応急対策の活動方針を具体化しておくことが必要であり、別途定める具体計画によるものとする。

本計画については、首都直下地震に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討等を踏まえ、必要な見直しを継続的に図っていくこととする。